

## 目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2
2 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	9
4 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例	11
5 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例	12
6 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例	13
告 示	
2 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	14
3 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	15

## 条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和 2 年 2 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号)
- (3) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号)
- (5) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号)
- (6) 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号)

## 新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条 特別職の職員の給料、議員報酬及び報酬(以下「報酬等」という。)は、別表第1に定めるところにより支給する。</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特別職の職員が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、報酬等の額が年額であるものにあつては、その職を離れた当月分までの報酬等を月割計算により支給し、報酬等の額が月額であるものにあつては、その職を離れた当月分の報酬等を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬等を支給しない。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条 特別職の職員(嘱託を除く。)の給料、議員報酬及び報酬(以下「報酬等」という。)は、別表第1に定めるところにより支給する。</p> <p><u>2 特別職の嘱託に対する報酬は、前項の規定にかかわらず別表第2に掲げる報酬表により管理者の定める報酬を月額で支給する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により支給する報酬は、一般職の職員の給与を考慮して特に必要があると認める場合には、管理者はこれを改定し、又は増額して支給することができる。</u></p> <p><u>4 前2項に定めるもののほか、特別職の嘱託に対する報酬の支給方法は、一般職の職員の例による。</u></p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特別職の職員(嘱託を除く。)が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、報酬等の額が年額であるものにあつては、その職を離れた当月分までの報酬等を月割計算により支給し、報酬等の額が月額であるものにあつては、その職を離れた当月分の報酬等を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬等を支給しない。</p> <p>(報酬支給の制限)</p> <p><u>第4条 報酬が月額で定まっている特別職の嘱託が、その報酬額の定まっている期間中、1日も勤務しなかった場合は、報酬を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 特別職の嘱託のうち、地方公共団体又は公共的団体の職員のうちから任命又は委嘱されている者に対しては、報酬を支給しないことができる。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（第2条関係）中

「

職 別	額
(略)	
交通災害共済審査委員会会長	(略)
交通災害共済審査委員会委員	(略)
交通災害共済臨時の調査員、 嘱託員及びこれらに準ずる者	執務終了の都度 日額10,000円の範囲 内において管理者が 定める報酬額
退職手当審査会会長	(略)
退職手当審査会委員	(略)

を

」

「

職 別	額
(略)	
交通災害共済審査委員会会長	(略)
交通災害共済審査委員会委員	(略)
退職手当審査会会長	(略)
退職手当審査会委員	(略)
臨時又は非常勤の顧問、参与、 調査員、嘱託員及びこれらの者 に準ずる者	執務終了の都度 日額18,000円の範囲 内において任命権者 が定める報酬額

に改める。

」

別表第2（第2条関係）を削り、別表第3（第5条関係）を別表第2（第4条関係）とし、次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区 分	車 賃 〔1キロに メートル につき〕	鉄道賃	船 賃	航 空 賃	日 当 〔1日に つ き〕	宿泊料 〔1夜に つ き〕	食事料 〔1夜に つ き〕
特別職の職員 （以下に掲げ る者を除く。）	37円	旅 客 運 賃	上級の 運 賃	現に支払った 旅客運賃	1,500円	14,800円	3,000円
臨時又は非常 勤の顧問、参 与、調査員、 嘱託員及びこ れらの者に準 ずる者	37円	旅 客 運 賃	運 賃	現に支払った 旅客運賃	上欄に掲げる 日当の額の範 囲内で任命権 者が定める額	8,700円	1,700円

備考 船賃の欄中「上級の運賃」は、運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、  
中級の運賃、運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900

	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
再任職員以外の職員	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	

47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94		294,900	342,600			
	95		295,200	343,100			
	96		295,600	343,500			
	97		295,800	343,700			
	98		296,100	344,100			
	99		296,500	344,500			
	100		296,900	344,800			
	101		297,100	345,100			
	102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(住居手当)            第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>16,000</u>円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額 <u>27,000</u>円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>16,000</u>円を控除した額</p> <p>(2) 月額 <u>27,000</u>円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>27,000</u>円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000</u>円を超えるときは、<u>17,000</u>円）を11,000円に加算した額</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）            級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務 (4) 専門員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	(略)		3 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務 (4) 専門員の職務	(略)		<p>(住居手当)            第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>12,000</u>円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に規則で定める職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額 <u>23,000</u>円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>12,000</u>円を控除した額</p> <p>(2) 月額 <u>23,000</u>円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>23,000</u>円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000</u>円を超えるときは、<u>16,000</u>円）を11,000円に加算した額</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第2（第3条関係）            級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	(略)		3 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務	(略)	
職務の級	基準となる職務																
(略)																	
3 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務 (4) 専門員の職務																
(略)																	
職務の級	基準となる職務																
(略)																	
3 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 主任の職務																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
  - 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。



### 新潟県市町村総合事務組合条例第3号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表の適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第32条及び第32の2に規定する職員以外の全ての職員に適用する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 管理者は、全ての職員の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。</u></p> <p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例(平成16年条例第6号)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、<u>定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。</u></p> <p>第32条の2 法第22条の2第1項第1号に規定する職員には、報酬を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定による報酬については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 管理者は、すべての職員の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。</u></p> <p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第32条 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例(平成16年条例第6号)に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、<u>定数内職員に係る定めを超えない範囲内において、管理者が別に定める。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例(平成16年条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果) 第3条 (略) 2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>速やかに復職を命じなければならない。</u> 3 (略) <u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき管理者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果) 第3条 (略) 2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>すみやかに復職を命じなければならない。</u> 3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県市町村総合事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成16年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和2年条例第4号)第5条及び第6条に規定する報酬の額を除く。))</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下給料の月額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営の公表に関する条例の一部改正)

第5条 新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営の公表に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲</p>	<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次</p>

げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係  
る次に掲げる事項とする。  
(1)～(11) (略)

に掲げる事項とする。  
(1)～(11) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条  
例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法  
(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2  
第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の  
報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、日額とする。

2 前項に規定する報酬の額については、管理者が別に定める。

(報酬の支給方法)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の初日からその月の末日までとす  
る。

2 報酬の支払日は、当該報酬に係る勤務をした日の属する月の翌月の21日とする。ただし、その  
日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休  
日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い  
日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(諸手当に相当する報酬の支給)

第4条 パートタイム会計年度任用職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬を支  
給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第5条 パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬については、勤  
務時間を考慮して規則で定める。

(休日給に相当する報酬)

第6条 パートタイム会計年度任用職員に支給する休日給に相当する報酬については、新潟県市町  
村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。)第  
17条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第7条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、第2条に規定する日額  
を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間で除し  
て得た額とする。

(報酬の減額)

第8条 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、休暇による場  
合その他勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、  
前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、給与条例第1条に規定

する職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、管理者が別に定めるところにより支給する。

(旅費に係る費用弁償)

第10条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例(平成16年条例第14号)の規定の例による。

(給与及び費用弁償の口座振替)

第11条 給与及び費用弁償は、パートタイム会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

### 新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例(平成18年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表の(1) 施設等使用料のア 会議室使用料の表及びイ 附属設備使用料の表を次のように改める。

ア 会議室使用料

(単位：円)

施設	面積 m <sup>2</sup>	定員 人	午前	午後	全日	夜間	備考	
			午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時		
本館	講堂	696.0	机 255 椅子 364	28,300	35,600	58,700	32,000	来賓控室を含む
	201会議室	266.6	108	19,600	21,900	37,100	—	
	202会議室	54.5	20	4,200	5,200	8,400	—	
	301会議室	319.0	40	22,000	25,200	43,000	—	
	401会議室	96.6	36	7,300	9,500	14,700	—	
別館	コンベンションホールゆきつばき	351.2	120	23,500	29,800	49,200	26,700	
	901会議室	163.8	48	12,500	15,700	25,200	—	
	902会議室	163.8	48	12,500	15,700	25,200	—	
	第1研修室	131.4	48	10,000	12,500	19,900	—	
	第2研修室	99.0	36	7,300	9,500	14,700	—	

イ 付属設備使用料

(単位：円)

設備名	午前	午後	全日	夜間
	午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時
液晶プロジェクター（スクリーンを含む）	3,200	3,200	6,400	3,200
スクリーン	1,500	1,500	3,000	1,500
マイクシステムユニット	4,200	4,200	8,400	4,200
テーブルクロス（1枚につき）	300	300	600	300

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館附属駐車場条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の（3）フリーパス券使用料の表中「7,800円」を「8,800円」に改める。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日以後の使用料で施行日前に納めるものについても同様とする。ただし、改正後の別表の（3）フリーパス券使用料の表の使用料（1台につき月額）の欄に掲げる額は、同表の同欄に掲げる額にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の使用に係るものは「8,000円」、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の使用に係るものは「8,400円」とする。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第2号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和元年12月9日から実施した。

令和2年2月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

新栄信用組合	本店	新栄信用組合	馬越支店
〃	大形支店	〃	上町支店
〃	松浜支店	〃	稲葉支店
〃	横越支店		

」

を

「

はばたき信用組合	本店	はばたき信用組合	馬越支店
〃	大形支店	〃	上町支店
〃	松浜支店	〃	稲葉支店
〃	横越支店		

」

に、

「

さくらの街信用組合	豊栄支店
〃	新津支店

」

を

「  
| | | はばたき信用組合 豊栄支店  
| | | " 新津支店  
| | |  
」

に改め、五泉市事務所の項中

「  
| | | さくらの街信用組合 五泉支店  
| | | " 村松支店  
| | |  
」

を

「  
| | | はばたき信用組合 五泉支店  
| | | " 村松支店  
| | |  
」

に改め、阿賀野市事務所の項中

「  
| | | さくらの街信用組合 本店  
| | | " 安田支店  
| | |  
」

を

「  
| | | はばたき信用組合 阿賀野支店  
| | | " 安田支店  
| | |  
」

に改める。

---

### 新潟県市町村総合事務組合告示第3号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和2年1月25日から実施した。

令和2年2月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表長岡市事務所の項中

「  
| | | 越後ながおか農業協同組合 本店  
| | | " 六日町支店  
| | | " 長岡支店  
| | | " 栖吉支店  
| | |  
」

〃	山本支店
〃	富曾亀支店
〃	新組支店
〃	黒条支店
〃	上川西支店
〃	下川西支店
〃	福戸支店
〃	才津支店
〃	宮本支店
〃	宮内支店
〃	日越支店
〃	古正寺出張所
〃	山古志支店
〃	栃尾支店
〃	下塩谷支店
〃	東谷支店
〃	荷頃支店
越後さんとう農業協同組合	寺泊支店

」

を  
「

越後ながおか農業協同組合	本店
〃	長岡支店
〃	長岡北支店
〃	上川西支店
〃	宮内支店
〃	日越支店
〃	栃尾支店
越後さんとう農業協同組合	寺泊支店

」

に改める。